

第 22 期 第 3 7 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 3 7 回定例農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 6 月 2 9 日（木）午後 3 時 3 0 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 3 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	3 3 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主事

欠席者	農業委員	2 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2	議案第 138 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	3 件
	議案第 139 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請につて	4 件
	議案第 140 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件

第 3	報告第 87 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 88 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 89 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約通知について	1 件
	報告第 90 号	相続税の納税猶予に関する継続届	1 件

事務局

それでは皆様御起立をお願い致します。只今より平成29年度第37回6月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、7番 ○○ ○○委員、20番 ○○ ○○委員より欠席の連絡がございましたので、御報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号9番 ○○ ○○委員、10番 ○○ ○○委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第138号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第138号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

今回3件の申請がありました。

1番

譲渡人	伊予郡松前町	○○	○○
譲受人	中山町出渚	○○	○○
申請土地	中山町出渚	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	12,770.00 m ²		
申請理由	（譲渡人）	労力不足	
	（譲受人）	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付予定作物	米・栗（申請地では栗を引き続き栽培予定）		

主な農機具の保有状況 トラクター、農作業用自動車

労働力 常時4人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼いたします。〇〇さんは松前町の方で中山町に農地を持っていて松前町から通って今まで管理をしていましたが、高齢になって管理が行き届かなくなり、隣接している〇〇さんにぜひ購入していただけないかとお願いし、今回売買で双方の合意に至ったということです。

議長

番号1についてご意見ご質疑はございませんか。

番号1についてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人 上吾川 〇〇 〇〇

譲受人 上唐川 〇〇 〇〇

申請土地 上唐川字ウ子田 田 外4筆

譲受人の耕作面積	10,922 m ²
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	野菜、果樹（申請地では引き続きキウイを栽培予定）
主な農機具の保有状況	農作業用自動車
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。先ほど事務局から説明があったとおりです。〇〇さんは旦那さんが亡くなり、お爺さんもその前に亡くなっていておりません。〇〇さんは現在勤めておられますが、お父さんお母さんが元気で現在この5筆の畑は20何年前からすでにキウイを植えておりまして、小作で貸していました。〇〇さんのご主人が亡くなり、この際買ってくれないかということで今回の話が進みました。よろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇

申請土地	宮下字大塚 畑
譲受人の耕作面積	8,780 m ²
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大
権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米、果樹（申請地では引き続きデコポンを栽培予定）
主な農機具の保有状況	耕運機、トラクター、田植機
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼します。両名宮下の方で事務局が説明したような状況です。〇〇さんはお父さんがずっとやっていたのですが数年前に体を悪くして息子さんが後を継ごうということです。今は野菜、果樹を主体にやっております。まだまだこれから拡大をしてやっていこうということでございます。

議長

番号3につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第139号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 139 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり
愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める
事務局の説明をお願いします。

今回 4 件の申請がありました。

1 番

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

賃貸人	上野	〇〇	〇〇
賃借人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野字丑寅	畑	
転用目的	農家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

平成 29 年 2 月に開催された総会の議案 1 2 2 号において農振除外における意見につ
いて審議され、その後県に進達され除外のめどが立ち、今回の転用申請に至ったもので
あります。

申請人は現在、妻の両親、妻、子供 1 人の家族 5 人で妻の実家で同居をしていますが、
子供の成長に伴って現在の住居では手狭になり、今後は、妻の両親である〇〇さんの農
業経営を手伝うために自己の住居を構え生活基盤を確立したく、申出地に農家住宅を建
築することを希望しています。

申請地は、上野下郷集落に位置する農地であり、10ha 未満の広がりの無い第 2 種農
地と判断されるものです。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供すること
が見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

議長

番号 1 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおりです。平成 29 年 2 月に農振除外の審議をした案件で
あります。〇〇さんの次女の旦那さんが〇〇さんです。次女と夫の〇〇さんが農業の後
継者として農業をするための農家住宅であります。該当地は平成 28 年に完成しました
市単独事業の開発関係で幅員が 4m の完成して間もない農道の横で、そこに住むようにな
ります。これ以外に適当な物件がないので、ここに農家住宅を建て、農機具関係は〇
〇さんの倉庫で保管してそこを中心に農作業をしていくということです。なお、当該地
の周辺の所有者の方には同意を得ております。よろしくお願いします。

議長

番号 1 につきましてご意見ご質疑はございませんか。

番号 1 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 1 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 2 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

2 番

申請地説明図の(5)～(7)が関係資料となっています。

譲渡人 松山市 ○○ ○○

譲受人 双海町大久保 ○○ ○○

申請地 双海町大久保字本谷 田

転用目的 店舗用駐車場

権利の種類等 売買による所有権移転

申請人は、平成 4 年から飲食店を開業しており、25 年の長期に渡って経営を行っています。近年大型車両での来店が増加傾向にあり駐車スペースの確保が深刻な問題となっていました。そこで駐車場を確保すべく土地の選定を行ったところ、申請地は所有者が高齢で農業後継者もおらず、今後の農業経営に利用される見込みがない土地であり既存駐車場との高低差もないことから話がまとまり農地転用許可申請に及んだものです。

申請地は、双海町大久保本谷集落の県道 3 7 8 号線沿いに位置し、農地と宅地が混在した所であり、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

また、申請地と一体利用地である既存駐車場○○の土地は登記が田のままですが、平成 4 年 6 月に駐車場として転用許可されている農地であります。今回の転用申請時に○○の土地において申請地と同時に登記上の地目変更を行うことを申請書でも確約しています。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが确实と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号 2 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

番号２につきましてご意見ご質疑はございませんか。

事務局に確認ですが、航空写真を見ると、現況が駐車場ではなく田に見えますがどうでしょうか。

事務局

実際に現場にいきましたが、地面はコンクリートを張って、駐車場として使用しています。写真の解像度の関係で土に見えますがコンクリートになっております。

議長

番号２につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号２につきまして原案のとおり承認いたします。

番号３、４につきまして関連がありますので同時に事務局説明をお願いいたします。

３番、４番

申請地説明図の（８）～（１１）が関係資料となっています。

今回の申請は３番の転用とその転用に関連した４番の一時転用の二つの申請があがっています。

まず３番の転用に関しては

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	大阪府大阪市	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字船屋久保	畑	
転用目的	太陽光発電施設		
権利の種類等	売買による所有権移転		

そして４番の一時転用に関しては

賃貸人	双海町上灘	〇〇	〇〇
賃借人	大阪府大阪市	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字船屋久保	畑	
転用目的	工事用進入路及び駐車場		
権利の種類等	賃貸借権（１年間）		

申請人は、現在電気工事業・売電事業を行っておりますが、今般売電事業を拡大すべ

く適地を探しておりましたところ、太陽光発電に適した土地であることから、交渉した結果話がまとまり、農地転用許可申請に至ったものであります。また一時転用地については青地農地であります、農道を使用して工事を実施するより、費用の削減や工事期間の短縮が見込めることから許可申請に及んだものです。

申請地は、双海犬寄集落の西側に位置し、県道広田双海線沿の北側にあり、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

転用後の発電事業においては経済産業省より申請地における発電事業の認定をうけており、認定通知書に記載される発電量に伴う太陽光パネル設置面積は利用計画図のとおり適当であると認められます。転用後の管理面においても当該農地まで農道があり、申請地まで軽トラックで入ることができることを現地にて確認しました。一時転用地は工事完了後農地に復元されます。復元後の管理においても所有者より今後は栗の木を植栽、肥培管理し畑として使用することの確約書をいただいております。

以上、申請内容について審査した結果、当該農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺農業の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号3,4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

議案ですが地目が田ではなく畑ではないですか？

事務局

失礼しました。畑に修正をお願いします。

地元委員

概要は事務局が説明したとおりです。4番の1年間の賃貸借につきましては栗を植える農地として利用することを私も確認しております。よろしくお願いします。

議長

番号3,4につきましてご意見ご質疑はございませんか。

委員

4番の一時転用についてですが、メンテナンスとかでまた申請して進入路を作ることになるのではないかと思いますのですが、そういったものが度々出てくるということはいかまわないのでしょうか。

事務局

今回は工事するための一時転用ということで、その後の管理は農道から軽トラックが直接近くまで行くことが可能です。一時転用後、農地に戻した後は農地に栗の木を植えます。管理作業で農道を通して近くまでいくことが可能だということは私たちが現場まで行き確認しております。

議長

こちらは 3, 000 m²を超えますので、県へ上げて、承認を得られないと許可にはならない事案となります。

番号 3, 4 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 3, 4 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3 ページをお開きください。

■議案第 1 4 0 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

申請地説明図の (12) ～ (15) が関係資料となっています。

1 番

申出人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
申出地	大平字小野	田	
転用目的	農家住宅		

申出人は、現在、妻、妻の両親の家族 4 人で妻の実家に農家世帯の一員として同居しているが、子供のことや、将来の生活設計を見据えると現在の住居は手狭であり、妻の

両親の農作業を継続的に手伝っていくことや将来的に農業経営を承継していくために自己の住宅を構えたいということで土地所有者と交渉した結果、話がまとまり今回の申請に至ったものであります。

申出地は、大平の曾根集落に位置しており、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この方のお父さんはブロック業が主体の自営業でございます。3人の娘さんがおられて、末っ子に養子さんをもらって、その方が後を継ぐということです。一緒に住んでおりますが、手狭なので家を建てたいということで話がまとまったのでお願いします。

議長

番号1につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

委員

分筆して宅地転用するのは500㎡以下だったような気がしますが、どうでしょうか。

議長

農家住宅の場合は1000㎡です。

事務局

農家住宅ですので、500㎡以下という条件はありません。

議長

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

■報告第87号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第87号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

申請人 京都市西京区 ○○ ○○

届出地 下吾川字柳 田

転用目的 宅地

京都市に在住のため宅地として今後販売したいため、地目変更を行いたいとのこと。

議長

報告第87号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

■報告第88号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第88号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人 松山市 ○○ ○○

譲受人 米湊 ○○ ○○

申請農地 米湊字山本 畑

転用目的 露天駐車場

権利の種類等 売買による所有権移転

以前から土地は売りに出されていたということで、今回売買契約が成立したということで届出があったということです。

議長

報告 88 号につきましてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

■報告第 89 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 89 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1 番

貸出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
借受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請土地	中山町出渕	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第 3 条)		

議長

報告第 89 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

■報告第 90 号 相続税の納税猶予に関する継続届

議長

続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第 70 条の 6 の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1番

被相続人	下吾川	〇〇	〇〇
相続人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字西原	畑	外4筆
相続開始	平成19年9月9日		

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から3年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成29年7月10日であり、申請地が引続き農業経営を行っている農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）第2条第1項第2号の規定による会長専決により、平成29年6月12日に証明書を交付したものです。

議長

報告第90号についてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

●農業新聞の購読について

農業新聞の継続購読について事務局より説明あり。

●任期終了以降について

任期終了後の対応について事務局より説明あり

議長

☐ 次回の開催日程について

次期新体制である第23期農業委員会総会は

臨時総会 平成29年7月20日（木） 伊予市役所

定例総会 平成29年7月31日（月） 農業振興センター

を開催予定

議長

以上で、第37回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成２９年度第３７回６月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 ４時 25 分 閉会)